

<変更内容ごとの変更手続の整理表>

(2018年7月6日 更新)

(留意事項)

- 認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定、②事前変更届出、③事後変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要があります。
- 電子申請を行う場合、変更届出事項を変更認定の手続で変更することはできませんので、別々の申請・届出を行ってください。その際、同じ事業計画について、複数の変更手続を同時に行うことはできません。
- 変更認定について、○は調達価格が変わらないもの、●は調達価格が変わる可能性があるものです。
- (参考) 調達価格が変更される事業計画の変更整理表：
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_nintei_seirihyou.pdf
- 添付書類については、以下の書類が基本となりますが、個別の案件ごとに異なる書類が必要となる場合もあります。
- 電力会社との「接続の同意を証する書類」の添付が必要な項目の変更については、以下のフローで手続をしてください。
 - ① 変更する内容で電力会社に接続・特定契約申込みをする。(本申込みと並行して変更認定申請・届出をすることも可能)
 - ② 電力会社の求めに応じて、「変更認定申請画面/届出画面」若しくは提出した「変更認定申請書/事前変更届出書」の写しを電力会社に提出する。
 - ③ 接続同意書類が電力会社から発行された後、事業者は当該書類を添付して変更認定申請・届出をする(接続同意書類の内容と申請(届出)内容が異なる場合には、申請不備とする)
 - ④ 変更認定申請の場合は、変更認定通知書発行後にその写しを、事前変更届出の場合は受理印が押された届出書/事前変更届出が受理されたことが分かる画面の写しを電力会社に提出し、特定契約を締結する。
- 名義変更の場合、「変更認定申請画面/事後変更届出画面」若しくは提出した「変更認定申請書/事後変更届出書」の写しを電力会社に提出することにより特定契約の締結をすることが可能です。なお、その他の変更届出の場合は、電力会社の求めに応じて「事前/事後変更届出画面」若しくは提出した「事前/事後変更届出書」の写しを電力会社に提出することにより特定契約の締結をすることが可能です。
- 公的機関の発行する書類については、申請(届出)日より3カ月前から当該申請(届出)日までの間に発行された原本に限り。なお、登記簿謄本については、法的証明力が備わっている履歴事項全部証明書が必要なため、登記事項要約書又は一般財団法人民事法律協会がWEB上で行っている登記情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力が担保されないことから認められません。
- 表中で【原本】の表記がないものについては、写しの提出で結構です。50kW未満の太陽光設備は電子申請のため、【原本】の表記があっても書類原本を郵送していただく必要はありません。
- 実印を押印した資料が添付されていない場合でも、本人の意思確認書類として、印鑑証明を求める場合があります。
- 紙媒体で提出する場合は変更認定申請書/届出書、添付書類の他に連絡票、印鑑証明書【原本】、返信用封筒(切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載。受付印を押印した申請書の写しが必要な場合は2部必要)を忘れずに送付してください。50kW未満太陽光については登録者が設置者を代行される場合は、申請毎に委任状と印鑑証明が必要です。

| 変更対象の項目 | 変更手続 | | | 添付書類等 | 備考 | | |
|----------------------|-----------------|------------------------------------|--------|---|--|---|--|
| | 変更認定 | 事前変更届出 | 事後変更届出 | | | | |
| 事業者情報 | 再生可能エネルギー発電事業者名 | 事業譲渡等の場合(生前贈与等も含む) | ○ | | ①譲渡契約書 又は 譲渡証明書【原本】 ②(法人の場合)双方の履歴事項全部証明書【原本】 (個人の場合)双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書【原本】、又は戸籍謄(抄)本【原本】のいずれか ③双方の印鑑証明書【原本】 ④裁判所による破産管財人証明書(破産による譲渡の場合のみ) ※地方自治体の場合は以下の書類 ①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ②公印規定 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、事業譲渡の際は、建物と別に明示することが必要 | 譲受人が変更を申請・届出する必要があります。相続などのやむを得ず事業者を変更する場合には、実態に則した運用として、本整理表に基づき手続が有効です。 | |
| | | 競売物件による事業者変更の場合 | ○ | | ①物件目録 ②登記嘱託書(権利証) | | |
| | | 社名変更、会社分割、合併の場合 | | | ○ | | 変更理由を証する書類(履歴事項全部証明書等) ※変更認定の項目と同時に変更認定として手続を行うことは不可 |
| | | 相続の場合 | | | ○ | | ①被相続人(亡くなった方)の戸除籍謄本【原本】 ②被相続人(亡くなった方)の住民票の除票【原本】 ③法定相続人全員の戸籍謄本【原本】又は法務局より発行された法定相続情報【原本】 ④法定相続人全員の印鑑証明書【原本】 ⑤遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ※変更認定の項目と同時に変更認定として手続を行うことは不可 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要 |
| | | 戸籍上の氏名変更の場合 | | | ○ | | ①戸籍謄(抄)本【原本】 ②印鑑証明書【原本】 ※変更認定の項目と同時に変更認定として手続を行うことは不可 |
| | | 離婚による分与 | | | ○ | | ①登記簿謄本(所有権移転登記済)【原本】 ②公正証書若しくは離婚協議書 ③双方の印鑑証明書【原本】 ④離婚届受理証明書 ※変更認定の項目と同時に変更認定として手続を行うことは不可 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、分与の際は、建物と別に明示することが必要 |
| | | 賃貸マンション等で入居者に設備を貸与する形態の入居者の変更を行う場合 | | | ○ | | ①賃貸借契約書 ②賃貸人の印鑑証明書【原本】 ③建物の登記簿謄本 ④管理業務委託契約書(建物の所有者と当該建物の管理者が異なる場合のみ) ※変更認定の項目と同時に変更認定として手続を行うことは不可 |
| 代表者(役職/氏名)/役員(役職/氏名) | | | ○ | ①履歴事項全部証明書【原本】 ②法人の印鑑証明書【原本】 | | | |
| 住所 | | | ○ | (法人の場合)履歴事項全部事項証明書【原本】 (個人の場合)住民票の写し、住民票記載事項証明書【原本】のいずれか | | | |

| | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|
| 発電設備の区分 | | ○ | | | ①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） | |
| 発電出力 | | ● | | | ①接続の同意を証する書類（出力変更後のもの） ②発電設備の仕様書（50kW未満太陽光は不要）（発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類） ③配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ④PCS仕様書 ⑤電力事業者の都合による変更であることを証する書類（電力事業者の都合による出力変更の場合のみ） | |
| 設備名称 | | | ○ | | | |
| 設備の所在地 | 地番の追加・削除 | ○ | | | ①土地登記簿謄本【原本】 ②土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書（「権利者の証明書」は不可）又は無償使用に関する所有者の同意書 ③契約当事者双方の印鑑証明書【原本】 ④構造図（50kW未満太陽光は不要） ⑤地番図（公図以外でも可） ⑥地番図（公図以外でも可） | 運転開始前後を問わず、隣接する一連の地番（電線路により電気的に接続している発電設備を設置する飛び地を含む）の追加又は削除は可能です。ただし、当初認定された地番の全てを削除することはできません。 |
| | 移設 | ○ | | | ①土地登記簿謄本【原本】 ②土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書又は無償使用に関する所有者の同意書 ③契約当事者双方の印鑑証明書【原本】 ④構造図（50kW未満太陽光は不要） ⑤地番図（公図以外でも可） ⑥接続の同意を証する書類（移設をしたことが分かるもの）の写し ⑦理由書 | 原則として、設備の移設は認められていませんが、運転開始後において、急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合（引越に伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合、または公共事業による土地の収用、災害等の運転開始時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由により当該場所で事業を実施することが不可能な場合）に限り、移設は可能です。 |
| | 市町村合併の場合／区画整理による変更／住居表示確定などによる変更／地番の分筆、合筆による変更 | | ○ | | | 【市町村合併による変更の場合】 ①地方自治体が発行する市町村合併を証する書類（ウェブサイト等のページでも可）（設備の所在地が地番表記の場合） ②住民票写し（設備の所在地住居表示の場合） 【区画整理による変更の場合】 ①地籍図 ②仮換地・底地証明 【住居表示確定による変更の場合】 ①住居番号付定通知書 【地番の分筆・合筆による変更】 ①土地登記簿謄本【原本】 |
| 事業区域の面積 | | | ○ | | | |
| 運転開始日 | | ○ | ○ | ○ | 受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（受給開始日が分かるもの） | 運転開始をした後、最初に変更手続（変更認定、事前変更届出、事後変更届出）をする際に添付してください。 |
| 太陽光発電設備の設置形態（屋根置きと地上設置の別） | | ○ | | | ①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） | 自己所有⇄他人所有、建物の種類については変更手続不要です。 |
| 太陽電池に係る事項（製造事業者名／種類／変換効率／型式番号） | | ● | | | ①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） | パネルの型式を変更する場合は、J P - A C太陽光パネル登録リストに記載されているパネルを指定して下さい。 |
| 太陽電池に係る事項（太陽電池の合計出力） | | ● | | | ①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） | 変更の基準となる合計出力は、平成29年度以降の認定については新規認定取得時、平成28年度以前の認定については新制度への移行手続時に登録する「太陽電池の合計出力」とします。ただし、新規認定取得後または新制度への移行手続後から平成29年8月30日までに変更認定申請または事前変更届出を提出し太陽電池の合計出力を変更した場合は、変更後の値が基準合計出力となります。また、平成29年8月31日以降に価格変更の伴う太陽電池の合計出力の変更をした場合は、変更後の値が基準合計出力となります。 |
| 風力発電設備に係る事項（製造事業者名／型式番号／NK認証番号）（出力20kW未満の風力発電設備に限る） | | ○ | | | ①発電設備の内容を証する書類（仕様書等） ②構造図（設備配置図） ③配線図 ④日本海事協会発行の型式認証書 | 風車及びPCSの型式、定格出力が記載されている仕様書等が必要です。 |
| 配線方法 | | ○ | | | 【自家発電設備等を併設する場合】 ①配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ②構造図（50kW未満太陽光で標準構造図と異なる場合のみ必要） ③自家発電設備等の仕様書（50kW未満太陽光は不要） 【自家発電設備等を併設しない場合】 ①配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） | 自家発電設備等にはエネファーム、エコワイル、蓄電池、家庭に電気を供給することができる電気自動車等が含まれます。自家発電設備等を併設する場合は、系統の電気が充電されないことなどを確認するため、仕様書の添付が必要です。 |
| 電気事業者への電気供給量の計測方法 | | ○ | | | | |

設備情報

| | | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|---|
| 系統接続に係る事項 | 接続契約締結日 | ● | | | 接続の同意を証する書類（「主要な事項の変更による再締結」である旨が記載されているもの） | 「主要な事項の変更による再締結」以外の理由で接続契約締結日の変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です（届出も不要）。「主要な事項の変更による再締結」に当たる場合は以下の通りです。 ①工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後再接続する場合 ②事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更（架空線⇔地中線）、新設アクセス線の施設者の変更（申請者→一般送配電事業者）の理由により、再接続検討がなされ、その後再接続する場合 |
| | 接続契約締結先 | | ○ | | 接続の同意を証する書類（変更後の接続契約先が分かるもの） | |
| 事業実施工程（運転開始予定日、設備廃止予定日） | | | ○ | | | |
| 保守点検責任者 | 別の保守点検責任者に変更する場合 | ○ | | | 事業実施体制図 | |
| | 同一の保守点検責任者の社名変更、会社分割、合併の場合、異動、相続の場合など、事後変更届出で行うことが可能な事業者変更の場合 | | | ○ | ①事業実施体制図 ②変更理由を証する書類 | 保守点検責任者については、事業計画書に添付される「事業実施体制図」の保守点検責任者と同一の者を記載してください。 保守点検責任者を法人の担当者名など「個人」として認定を受けている場合、社内異動により担当者が変わる場合も変更が必要です。 |
| 保守点検及び維持管理計画 | 保守点検責任者の変更に伴う場合／保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目及び実施スケジュール等に変更がある場合 | ○ | | | 保守点検及び維持管理計画（項目欄に全ての内容を記載できない場合で「別紙あり」のチェックボックスにチェックされた場合の別紙） | 具体的な点検実施項目、点検方法及び実施スケジュールを記載してください。 電気事業法の規定により保安規程の届出がある場合、届出される保安規程を添付することも可能です。 |
| | 同一の保守点検責任者の社名変更、会社分割、合併の場合、異動、相続の場合など、事後変更届出で行うことが可能な事業者変更による事業体制の変更 | | | ○ | 事業実施体制図（10kW未満の太陽光の場合は不要） | 「変更理由」に「保守点検責任者の変更のみによる実施体制の変更」と記載することが必要です。 |
| 事業に要する費用（保守点検及び維持管理費用、撤去及び処分費用・算定方法・積立開始時期・積立終了時期・月毎の積立金額） | | | ○ | | | |
| モニタリング計画（地熱） | 源泉モニタリングに係る実施計画の内容 | | ○ | | 地熱資源等モニタリング計画書 | 地熱資源等モニタリング計画書に記載されている添付書類も必要です。 |
| 燃料情報（バイオマス） | 燃料区分／燃料名（同じ調達価格区分内での燃料の種類の変更を含む） | ● | | | バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書 | |
| | 「燃料（原料）調達及び使用計画書」における燃料の収集・調達先 | | ○ | | バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書 | |
| | バイオマス比率及びバイオマス比率考慮後の出力の変更（入札対象となるバイオマス） | ● | | | ①バイオマス比率計算方法説明書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書 | バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書に記載されている添付書類も必要です。 |
| | バイオマス比率の変更（入札対象とならないバイオマス） | | ○ | | ①バイオマス比率計算方法説明書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書 | |
| その他 | 【認定申請時の誤入力の訂正】 地方税法第72条の4に係る事項 | | ○ | | その他として、「地方税法第72条の4の該当性」を追加し、変更前に「地方税法第72条の4に規定する法人」、変更後に「地方税法第72条の4に規定する法人でない」若しくは変更前に「地方税法第72条の4に規定する法人でない」、変更後に「地方税法第72条の4に規定する法人」と記載し、変更理由に「誤記入による変更」と記載する。添付資料は不要。 | 「社名変更」などの「事後変更届出」による事業者変更にて、該当又は非該当の変更も同時に行うことが必要です。 「変更認定」による事業者変更の場合、変更認定にて、該当又は非該当の変更も同時に行うことが必要です。 誤入力による訂正の場合、「事前変更届出」による変更が必要ですが、 |
| | 【みなし認定用事業計画提出時の誤入力の訂正】 ・太陽電池の合計出力 ・接続契約締結日 ・事業区域の面積 ・接続契約締結先 ・特定(買取)契約締結先 ・買取価格 | | ○ | | その他として、みなし認定移行手続時の誤入力した項目を追加し、変更前に誤入力した内容を、変更後に正しい内容を記載し、変更理由に「みなし認定用事業計画提出時の誤入力の訂正」と記載する。添付資料は以下のとおり。 ①50kW未満の太陽光発電設備で太陽電池の合計出力を訂正する場合、太陽電池の発注書及び発注請書。ただし、申請時に電子申請システムにパネルの型式と枚数を登録している場合、添付資料は不要。（50kW以上の太陽光発電設備については、原則添付書類は不要だが、審査内容によっては配置図等の確認書類を求める場合がある。） ②接続契約締結日を訂正する場合、接続の同意を証する書類（ただし、みなし認定用事業計画提出時に既に提出している場合は、添付書類は不要）事業区域の面積、接続契約締結先、特定(買取)締結先、買取価格の訂正については添付書類は不要。 | みなし認定用事業計画の接続申込み日、工事費負担金、連系工事期間の誤入力については、訂正は不要です。 運転開始済みのチェックの訂正については、個別にお問い合わせ下さい。 |